

総合研究大学院大学
先端学術院先端学術専攻 日本文学研究コース
博士学位授与申請の手引き
(論文博士・適用者用)

【2026（令和8）年度版】

目 次

| | ページ |
|------------------------------------|-----|
| 【1】 学位審査の流れ | 1 |
| 【2】 紹介教員の決定について | 2 |
| (1) 教員による承諾 | |
| (2) 紹介教員による手続き | |
| 【3】 予備審査申請 | 2 |
| (1) 予備審査の申請要件 | |
| (2) 申請期間 | |
| (3) 申請書類 | |
| (4) 提出部数 | |
| (5) 書類送付先 | |
| (6) 注意事項 | |
| 【4】 本審査申請 | 4 |
| (1) 申請資格 | |
| (2) 申請期間 | |
| (3) 申請書類 | |
| (4) 提出部数 | |
| (5) 書類提出先 | |
| (6) 申請書類提出時の注意事項 | |
| 【5】 論文審査委員会、学識の確認及び公開論文発表会について | 5 |
| 【6】 領域教育会議での審議 | 5 |
| 【7】 審査合格後の手続き | 6 |
| (1) 学位授与審議結果通知 | |
| (2) 審査合格後の提出書類 | |
| (3) 学位記及び学位記授与式 | |
| 【8】 博士論文の公表 | 6 |
| (1) 博士論文要旨及び審査結果要旨の公表（学位授与から3ヶ月以内） | |
| (2) 博士論文全文の公表（学位授与から1年以内） | |
| (3) 博士論文全文に代わる要約の公表 | |
| 【9】 申請書類等の様式及び記入例 | 8 |
| 【10】 研究倫理教育受講の義務化について | 8 |
| 【11】 問い合わせ先 | 8 |

～手引きの適用について～

(1) この手引きは、総合研究大学院大学学位規則に基づき、日本文学研究コースにおける**論文博士及び適用者**の学位授与に係る論文審査等の手続き等について説明します。

※論文博士：本学の研究科/先端大学院を修了しない者で、本学に博士論文の審査を申請してその審査に合格し、かつ、本学の研究科/先端大学院を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者またその者に授与される学位のこと。本学の在学学生以外が対象となる。

※適用者：本学学位規則第3条を適用する者。適用者となるには、本学を単位取得退学後、3年以内に学位審査及び試験に合格し博士号を取得する必要がある。学位審査手続きは論文博士の手続きに基づくが、博士論文の審査及び試験に合格した後に授与される学位は（本学修了生と同じく）課程博士となる。

(2) この手引きは、2026（令和8）年度における申請に適用します。

(3) 日本文学研究コースが授与する博士の学位に付記される専攻分野は「文学」です。

(4) 日本文学研究コースの学位論文に係る評価基準は下記 URL からご確認ください。

<https://www.soken.ac.jp/education/degree/>

【1】学位審査の流れ

※ [] 内は書類等の発送元→受領者を示す。

①紹介教員の決定



②予備審査申請 [申請者→国文学研究資料館 教育支援係]



③予備審査



④本審査申請 [申請者→国文学研究資料館 教育支援係]



⑤論文審査手数料の納付



⑥博士論文審査（学識の確認、論文審査及び公開論文発表会）



⑦コース委員会（審査結果の審議）



⑧領域教育会議（学位授与の審議・議決）



⑨学位授与審議結果通知 [総合研究大学院大学 教務係→申請者]

リポジトリ登録書等の提出 [申請者→国文学研究資料館 教育支援係]



⑩学位記授与式



⑪博士論文等のリポジトリ公表（学位授与後1年以内）

【2】紹介教員の決定について

(1) 教員による承諾

論文博士として博士論文審査の申請を行うには、博士論文の主題等に適合する本コースの教員に紹介教員となってもらう必要があります。また、本コースの教員3人（紹介教員を含む。）からの推薦が必要です。予備審査の申請前に、必ずコースの教員にコンタクトを取り、紹介教員や推薦者になることの承諾を得てください。

本コースの詳細な研究内容・所属する教員については、国文学研究資料館ホームページ（<https://www.nijl.ac.jp/education/>）から確認してください。

(2) 紹介教員による手続き

紹介教員は、予備審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）を紹介するときは、次に掲げる書類の作成及び取りまとめを行い、申請者の予備審査申請書類とともに国文学研究資料館 教育支援係に提出してください。

①論文博士の学位授与に係る予備審査のための調書 ※1

②研究業績調書（申請者が作成する履歴書の添付資料とする） ※1

③日本文学研究コースの教員3人（紹介教員を含む。）による推薦書（様式任意） ※2

※1 様式は国文学研究資料館 教育支援係より受け取ってください。

※2 適用者については、推薦書の提出は免除されます。

【3】予備審査申請

(1) 予備審査の申請要件

要件全国学会または海外の学会の査読誌、またはそれに準ずる査読付き学術雑誌に、3編以上の論文を掲載していること。

専門の学会において、1回以上研究発表していることが望ましい。

※学識の確認については、【5】論文審査委員会、学識の確認及び公開論文発表会を参照。

※適用者については、課程博士の学位授与に係る予備審査出願の承認要件を準用します。

詳細は国文学研究資料館 教育支援係にお問合せ下さい。

(2) 申請期間

紹介教員を通じて、随時受付します。

| | | |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 日本文学研究コース | 2027年3月授与予定者 | 2027年9月授与予定者 |
| | 2026年7月15日(水) 17時まで | 2027年1月20日(水) 17時まで |

※土日・祝日等基盤機関の休業日は申請期間から除く。

(3) 申請書類

- ①博士論文予備審査申請書
 - ②予備審査用博士論文
 - ③博士論文目録
 - ④博士論文要旨
 - ⑤履歴書（論文博士・適用者用）
 - ⑥参考となる他の論文（該当する論文等がない場合は提出不要）
 - ⑦共著に関する承諾書（該当する論文等がない場合は提出不要）
- ※①・③・④・⑤・⑦の様式は、各自でダウンロードすること。→【9】
- ※申請書類は、原則として日本産業規格（JIS）A4 で作成すること。

(4) 提出部数

上記（3）の ①、③、④、⑤、⑦ 紙の原本各1部

同 ②、⑥ 紙の原本各4部

※併せて、国文学研究資料館 教育支援係 E-mail 宛に全て PDF 形式で提出すること。

(5) 書類送付先

国文学研究資料館 管理部総務課 教育支援係

(〒190-0014 東京都立川市緑町 10-3 E-mail: edu-ml1@nijl.ac.jp)

※送付された書類は紹介教員へお渡しします。

(6) 注意事項

- ・提出された書類は、原則として返却いたしません。
- ・予備審査合格の有効期限は1年間です。
- ・予備審査合格後、直近の本審査に出願しない場合は、直近の本審査出願期間までに理由書（様式任意）を国文学研究資料館 教育支援係へ提出してください。

【4】本審査申請

(1) 申請資格

本コースの予備審査に合格していること。

(2) 申請期間

| | | |
|-----------|--------------------------------|------------------------------|
| 日本文学研究コース | 2027年3月授与予定者 | 2027年9月授与予定者 |
| | 2026年10月30日(金) ～11月6日(金)17時 | 2027年6月4日(金) ～6月11日(金)17時 |

※土日・祝日等基盤機関の休業日は申請期間から除く。

(3) 申請書類

- ①博士論文審査申請書(論文博士・適用者用)
- ②博士論文
- ③博士論文目録
- ④博士論文要旨
- ⑤履歴書(論文博士・適用者用)
- ⑥最終出身学校の卒業(修了)証明書及び成績証明書(総合研究大学院大学の単位取得退学者は提出不要)
- ⑦学位取得証明書(他大学で博士号取得済みの者のみ提出)
- ⑧参考となる他の論文等(該当する論文等がない場合は提出不要)
- ⑨共著に関する承諾書の写し(該当する論文等がない場合は提出不要)
- ⑩「研究倫理」に関する研修等の受講証明書→【10】

※①・③・④・⑤・⑩の様式は、各自でダウンロードすること。→【9】

※申請書類は原則として日本産業規格(JIS)A4で作成すること。

(4) 提出部数

上記(3)の ①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩ 紙の原本各1部

同 ②、⑧ 紙の原本各7部

※併せて、国文学研究資料館 教育支援係 E-mail宛に全てPDF形式で提出すること。

(5) 書類提出先

国文学研究資料館 管理部総務課 教育支援係

(〒190-0014 東京都立川市緑町10-3 E-mail: edu-ml1@nijl.ac.jp)

(6) 申請書類提出時の注意事項

- ① 申請後の論文題目の変更、博士論文本文や要旨の修正は認められません。
- ② 提出された書類は、原則として返却いたしません。
- ③ 全ての書類の日付が申請期間内であることをご確認ください。
- ④ 博士論文の要旨は、和文の場合は 2,000 文字～3,000 文字程度、英文の場合は 700 語～2,000 語程度で作成してください。
- ⑤ 履歴書のメールアドレス欄にアドレスを必ず記入してください（複数記入可）。学位授与決定通知や学位記授与式の開催通知などは、履歴書記載のアドレスに送信します。
- ⑥ 国文学研究資料館 教育支援係において申請書類を確認した後、審査手数料の振込先口座をご案内します。 審査手数料 57,000 円は申請期間内に納付する必要があります。
 - ※現金払いやクレジット払いは不可。
 - ※振込手数料は、振込人（申請者）負担となります。
 - ※振込依頼人欄に必ず申請者氏名を記入してください。
 - ※単位取得退学後 1 年以内に学位が授与される見込みの者は、審査手数料は不要です。

【5】論文審査委員会、学識の確認及び公開論文発表会について

論文審査委員会、学識の確認及び公開論文発表会の実施方法は、その都度異なりますので、国文学研究資料館 教育支援係の指示に従ってください。

学識確認については、以下の内容で実施します。

本研究コースの所定の単位数以上を修得し、研究のディシプリンを身に付け、博士論文の審査及び試験に合格した課程博士と同等以上の学力を有していることが必要となります。

上記の学力については、口頭試問及び筆答試問により、本研究コースの学術及び外国語に関し、広い学識を有することを確認します。

※通例、公開論文発表会の実施後、同日に、口頭試問および筆答試問を行います。

なお、実施場所は原則として国文学研究資料館（東京都立川市）において行います。ただし、天災等により、開催方法・実施場所を変更する場合があります。詳細は国文学研究資料館 教育支援係からご案内しますので、不明な点は同係へご連絡ください。

また、申請者の状況に応じて、オンライン等での開催にも対応いたしますので、要望がある場合はご相談ください。

【6】領域教育会議での審議

領域教育会議での審議・議決を行います。

【7】審査合格後の手続き

(1) 学位授与審議結果通知

審査合格後、総合研究大学院大学 教務係から該当者に「学位授与決定通知書」をメールで送付します。

(2) 審査合格後の提出書類

審査合格後（または審査期間中）、所定の期日までに、下記書類を国文学研究資料館 教育支援係に提出してください。

①総合研究大学院大学リポジトリシステム登録書

②「博士論文の全文に代わり要約したものを公表することに関する理由書」（原本）
及び博士論文要約（PDF形式）※

※ 学位授与後1年以内の博士論文全文の公表が不可の場合は、博士論文全文の代わりに提出してください。原則として、理由書に記載するやむを得ない事由の「消滅時期」は、具体的な日付を指定してください。 → 【8】（3）

(3) 学位記及び学位記授与式

審査期間中に、総合研究大学院大学 教務係より下記①～③の確認を行います。

① 学位記記載事項（氏名の漢字表記等）

② 学位記授与式の出欠、及び授与式に欠席する場合は学位記受領方法

③ 学位取得証明書等の発行希望（証明書が必要な場合のみ申請すること。）

【8】博士論文の公表

(1) 博士論文要旨及び審査結果要旨の公表（学位授与から3ヶ月以内）

論文審査申請時に提出された「博士論文の要旨」と論文審査委員が作成する「博士論文審査結果」を総合研究大学院大学リポジトリ (<https://ir.soken.ac.jp/>) に掲載します。

(2) 博士論文全文の公表（学位授与から1年以内）

博士論文全文を総合研究大学院大学リポジトリ (<https://ir.soken.ac.jp/>) に掲載します。学位授与から1年以内の公表が不可の場合は、博士論文の全文に代わり要約したものを公表します。→（3）

(3) 博士論文全文に代わる要約の公表

博士論文の全文に代えてその要約を公表することが適当と考えられる（やむを得ない理由がある）場合は、「博士論文の要約」及び「全文の代わりに要約を公表することに関する理由書」を国文学研究資料館 教育支援係へ提出してください。

◎やむを得ない理由とは

博士の学位論文等の公表に関する細則：

- 1 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットで公表することができない内容を含む場合
- 2 著作権保護、個人情報保護、公表に伴う社会的影響等の理由により、インターネッ

トで公表することができない場合

- 3 多重公表を禁止する学術ジャーナル等への掲載等の関係からインターネットで論文の全文を公表することにより、学位授与者にとって明らかな不利益が生じる場合
- 4 出版刊行等の関係からインターネットで博士論文の全文を公表することにより、学位授与者にとって明らかな不利益が生じる場合
- 5 特許の出願等の関係からインターネットで論文の全文を公表することにより、学位授与者にとって明らかな不利益が生じる場合（ただし、日本の特許制度においては、特許出願より前に公開された発明は原則として特許を受けることはできないことに留意すること）
- 6 その他、コース委員会がやむを得ないと認めた場合

◎要旨と要約の違いについて

「要旨」は、論文の主要なポイントを簡潔にまとめたものです。本学では、和文で作成する場合は2,000～3,000字、英文で作成する場合は700～2,000語程度で作成する必要があります。

「要約」は、課題設定・方法論・実験解析の内容から結論・考察に至るまでの論文の主要な点をまとめたものであり、一定程度のボリュームがあり、論文内容の全体像を推測できるものでなければなりません。文字数制限はありません。

◎やむを得ない事由の消滅時期が到来したら

博士論文全文が自動的に公表されます。総合研究大学院大学 教務係から博士学位取得者に公表の可否について確認は行いません。博士論文全文公表のさらなる延長、あるいは前倒し公表を依頼する場合は、「博士論文のインターネット公表保留延長申請書」もしくは「博士論文のインターネット公表保留事由の解消届」を国文学研究資料館 教育支援係に提出してください。

◎共著論文について

博士論文の基礎となる論文等に共著者がいる場合、共著者が他の博士論文の基礎をなす論文として使用しない旨の承諾が得られていることを確認するとともに、学位授与決定後にインターネット公表を行うことについても承諾を得る必要があります。

該当する論文等がある場合は、「共著者から学位論文として使用することに関する承諾書」を予備審査申請書類の1つとして提出してください。

◎個人情報の保護、著作権、特許等について

博士論文の審査、公開にあたり、個人情報の保護や著作権、特許申請に係る処理は申請者自身で処理、対応する必要があります。なお、公開後に大学に問い合わせがあった場合は、大学から本人に連絡いたします。

【9】申請書類等の様式及び記入例

下記 URL からダウンロードしてください。

■論文博士（適用者含む）

日本語様式：<https://www.soken.ac.jp/education/degree/ronpaku/>

※作成にあたっては記入例を参照してください。

【10】研究倫理教育受講の義務化について

総合研究大学院大学生全員が在学中に研究倫理教育を例外なく受講するように、学位の申請時において、研究倫理教育を受講したことの確認を受けることが必須となります。論文博士についても同様とし、下記（2）又は所属の大学等において「研究倫理」に関する講習等を受講した記録等をもって確認します。なお、本学を退学後3年以内の者は下記（1）も可とします。

（1）総合研究大学院大学在学時にフレッシュマンコースにおける「研究倫理」を受講
→総合研究大学院大学学務課が確認するため、受講証明書の提出は不要です。

本審査申請時に国文学研究資料館 教育支援係に受講済みと報告してください。

（2）JSPS 等の外部機関が提供する「研究倫理」に関する研修・プログラム等（受講証明書が出るもの）を受講

→当該研修・プログラムの受講証明書を学位の申請書類の1つとして提出してください。

【11】問い合わせ先

本手引きに関するご質問等は下記までご連絡ください。

○日本文学研究コース事務担当

国文学研究資料館 管理部総務課 教育支援係

〒190-0014 東京都立川市緑町 10-3

Tel: 050-5533-2915

E-mail: edu-ml1@nijl.ac.jp

○（参考）総合研究大学院大学事務担当

総合研究大学院大学 学務課教務係